合理的配慮を受けるには

大学における合理的配慮について

「障がいのある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

【文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告】

注)ここでは入学確定後(在学中)の流れを解説します。入学前(志願・受験)の段階における配慮については入試広報課にお問い合わせください。

1 アクセスルームへの来室

アクセスルームでは、お電話・メールにても(授業などの)悩みごとの相談を受けます。(または相談の予約を受け付けます。)

【大阪大谷大学 アクセスルーム】

電話番号:0721-24-0917

E-mail: access-g@osaka-ohtani.ac.jp

来室時に、「アクセスルーム利用申し込み票」に記入していただきます。

2 面談

- 相談内容を受け、合理的配慮のための面談を進めていきます。
- 面談は学生のニーズや希望を聞きながら、要請される合理的配慮を確認するための場です。
- ニーズに応じた合理的配慮を検討していくために数回面談を行います。
- 学生本人の他、アクセスルームの担当者や関係する学部・学科の教職員等が参加します。
- 面談には、関係書類の提出をお願いします。提出書類についてはアクセスルームのスタッフが説明します。
- 合理的配慮は包括的に検討されます。配慮を要請する学生に関する情報を保護者・主治医・大学の教員や職員などとの間で共有する必要があるため、面談の際に情報共有に関する同意書を書いていただきます。

3 追加情報の提供(必要に応じて)

• 面談の結果、必要に応じて診断書など、さらに書類の提出をお願いすることが あります。

4 「個別支援部会」の開催

- 個別支援部会では、要請に対する配慮の提供の可否や程度などが検討され、暫定的に決定されます。
- 個別支援部会にはアクセスルームの担当者・当該学部・学科の教職員・関係部 署職員等が参加します。
- 実施が困難な場合、配慮計画をお示しできないことがあります。

5 合理的配慮計画(案)の通知

- 学生の都合や状況に応じて、学生に合理的配慮計画(案)を通知します。必要に応じて、保護者の方にもアクセスルームに来ていただき面談にて説明を行います。
- 学生が計画案に合意される場合、そのまま計画が確定となります。
- 合理的配慮申請書に記入していただきます。(保護者記入)

6 合理的配慮計画の実施

• 確定した合理的配慮計画が学部等において実施されます。

7 合理的配慮計画実施状況の確認

- 合理的配慮を評価・確認するために、定期的にアクセスルームのスタッフと面談を行います。
- ※ 面談の頻度は学生の状況に応じて変わりますが、定期的に実施します。